

事務連絡
令和4年12月5日

局内関係課長・室長 様
関係事務（管理）所長・センター長 様

企画部 技術調整管理官

関東地方整備局における地質調査業務の遠隔臨場の試行について（通知）

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場については、「関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の実施について（通知）」（令和4年5月25日付け国関整技調第17号）により運用しているところですが、地質調査業務においても「関東地方整備局における地質調査業務の遠隔臨場の試行要領」を定めたので、通知します。

なお、試行に当たっては、下記のとおりとします。

記

1. 試行目的

地質調査業務においては、従前、監督職員が掘進長（出来高）を確認するため、現場にて立会し、検尺を実施していたところである。検尺のほか、作業の進捗状況報告等を遠隔臨場にて実施することにより、インフラ分野のDXを推進し、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受発注者の働き方改革、生産性の向上を期待。

2. 試行対象業務（営繕関係、港湾空港関係を除く）

地質調査業務で遠隔臨場の効果が期待できる業務（※）を事務所長が発注者指定。

※ 地質調査箇所が事務所から遠く検尺までの長時間の移動時間を要する場合、地質調査箇所が多く検尺の日数が多い場合等遠隔臨場の効果が期待できる業務を事務所長が発注者指定。

3. 費用の負担（「発注者指定型」）

遠隔臨場にかかる費用は、当初設計では計上せずに、契約後に受注者の見積を設計変更にて直接調査費に積上げ計上する。諸経費区分は「61:諸経費非対象（成果検定費以外）」にて、オプション入力する。

4. 適用

令和5年1月1日以降に入札契約手続き（入札・契約手続運営委員会）を開始する業務より適用。

5. 問い合わせ先

企画部 技術管理課 課長補佐 木嶋（83-3315）、山本（83-3326）、永塚（83-3328）

関東地方整備局における地質調査業務の遠隔臨場の試行

■適用

令和5年1月1日以降に入札契約手続きを開始する地質調査で遠隔臨場の効果が期待できる業務(※)を事務所長が発注者指定。

※地質調査箇所が事務所から遠く検尺までの長時間の移動時間を要する場合、地質調査箇所が多く検尺の日数が多い場合等遠隔臨場の効果が期待できる業務を事務所長が発注者指定。

■費用

契約後に受注者の見積により計上。

地質調査業務においては、ボーリング掘進長(出来高)を確認するため、監督職員が立会し検尺を実施。

従前の方法(現地立会)

ボーリングの予定深度の掘進の完了予定目処が立った段階で、監督職員と日程調整し、監督職員が現地で立会

監督職員の現場立会による検尺



遠隔臨場の方法(リモート立会)

・ボーリングの予定深度の掘進の完了予定目処が立った段階で、監督職員と日程調整し、監督職員と遠隔臨場にてリモートで立会
・ボーリング位置確認、日々の作業・調査状況報告、悪天候前の安全対策、調査完了時の現場清掃状況等を監督職員の報告など幅広く活用

現場での受注者による検尺の撮影

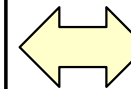


ウェアラブルカメラにより撮影

執務室での監督職員による確認



リモート(遠隔)で立会を実施



〈遠隔臨場の効果〉

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会が実施可能
- ・受注者は、待ち時間等が無くなり効率的に立会が実施可能

在宅勤務でも立会可能なことから働き方改革にも寄与し、移動時間や待ち時間の削減により生産性向上に寄与。

※遠隔臨場の配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「web会議システム(teams、zoom等)」などを利用
※動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影またはカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。